

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年 12 月 13 日法律第 101 号）
附則第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により
下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 25 日

津島市長 日 比 一 啓


記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

津島市全域（津島地区、永和地区、神守地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）

令和 6 年 3 月 22 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

43 経営体

法人 9 経営体

個人 32 経営体

集落営農 2 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯置を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

水稻専作での経営でなく他農産物の生産を行い、経営の安定を図る複合経営の推進。農産物を商品化して販売まで行う 6 次産業化の推進。これらの地域農業を保っていくため、経営体の維持確保ができるよう新規就農者の促進を図っていくこととする。